

子どもの貧困対策の抜本的強化を求める意見書

日本の子どもの貧困率は 16.3%（2012 年度）と 6 人に 1 人という OECD 諸国の平均を上回り、依然として深刻な状況です。道内のひとり親家庭の子どもの総数も、15 年前の 2000 年と比較して約 14%増の 87,533 人（2010 年国勢調査）となっています。増加するひとり親家庭への支援は、子どもの貧困を解決するために重要です。

全道で就学援助を受給する児童生徒は、90,881 人（2013 年度）と援助率は 15 年前と比べて約 2 倍の 23.06%（道調べ）にのぼっています。教育的な配慮を必要とする子どもは高水準となっています。生活扶助基準引き下げに連動した就学援助の支給基準引き下げも広がっています。

また、国においては、非婚で子育てをするひとり親家庭に対し、死別や離別のひとり親家庭と同様に公営住宅の入居や家賃で「寡婦（夫）控除」の適用を受けられるようにする「公営住宅法施行令改正」が行われましたが、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料などの算定については、依然として、非婚ひとり親家庭に対する寡婦（夫）控除のみなし適用は、自治体の判断に任されています。

民法の分野では、両親が結婚していたかどうかで子どもの相続分に差をつける民法の規定は法の下での平等を定めた憲法に違反するとして最高裁判所大法廷の判断を受け、2013 年に政府が提出した民法改正案が成立し、嫡出子と非嫡出子の相続分は同等になりました。税制の分野についても法改正が必要です。

生まれ育った環境で将来が左右されてはならないとの理念のもとに「子どもの貧困対策法」が制定されました。よって、国においては、子どもの貧困解決に向けて以下の対策の強化を求めるものです。

記

- 1 生活扶助基準引き下げを就学援助に影響させない財政支援の強化。
- 2 公営住宅法施行令改正にならぬ、保育料、幼稚園授業料、学童クラブ育成料など所得基準のある給付やサービス全体について、寡婦（夫）控除が適用されるように所得税法を改正する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

}
宛